



## 西尾市民病院の短時間勤務嘱託医師の概要

対象者 (A又はB)	A	主たる勤務地が西尾市民病院であること。 1週間の勤務時間が20時間以上38時間45分未満であること。 1週間の勤務時間が固定であること。 勤務する期間が1年以内と見込まれる者（継続雇用あり） 所属する診療科責任者の承認を受けた者 院長の承認を受けた者	
	B	その他院長が特に指名した者	
身分	嘱託職員		
勤務時間等	勤務時間は雇用の際に定める（20時間以上38時間45分未満） 始業及び終業時刻並びに休憩時間は、雇用の際に定める（基本は始業8時30分）		
有給休暇	年次休暇	（休暇日数については、勤務時間を考慮して雇用の際に定める）	
	病気休暇	（3日の範囲内）	
	夏季休暇	（休暇日数については、勤務時間を考慮して雇用の際に定める）	
	忌引休暇	（2日）	
	子の看護休暇	（インフルエンザの場合のみで、3日の範囲内）	
	子の養育休暇	（3日の範囲内）	
		選挙権その他公民としての権利の行使のため、所属長が必要と認めた時間 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭するため、所属長が必要と認めた時間 その他院長が必要と認めた休暇	
賃金	西尾市職員の給与に関する条例の医療職給料表（一）1級に定める給料月額を参考に、1週間あたりの勤務時間を考慮して院長が定める。		
手当	地域手当	（賃金月額を基礎額として算定）	
	通勤手当	（自動車等の場合、1箇月当たり10回に満たない職員は2分の1）	
	宿日直手当	（正規職員に準ずる）	
	時間外勤務手当	（賃金月額をフルタイム勤務時の賃金月額に割り戻して計算する）	
	休日勤務手当	（賃金月額をフルタイム勤務時の賃金月額に割り戻して計算する）	
	期末、勤勉手当	（賃金及び地域手当の月額合計を基礎額とする。）	
	診療手当	（実績に応じて支給する手当以外は勤務時間に応じて支給する）	
	研究手当	（実績に応じて支給する手当以外は勤務時間に応じて支給する）	
退職手当	支給しない		
学会出張等	国内で開催される学会へ参加するため正規職員に準じ、出張することができる。ただし、期間は勤務時間に応じて付与するものとする。		
	その他院長が必要と認める場合において、出張することができる。		
旅費	短時間医師が公務のために旅行したときは、正規職員の規定を準用して旅費を支給する。		
福利厚生	一定の条件を満たす場合、全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入するものとする。		
	公務上の災害又は、通勤による災害を受けた場合においては、労働者災害補償保険法等の定めるところにより補償する。		
その他	・院内保育所（24時間保育、延長保育、病児保育） ・女性医師専用ラウンジ ・復職支援用シミュレータ など、当院の方針は「女性医師に優しい病院作り」		

### 【お問合せ先】

西尾市民病院 管理課 職員担当

TEL.0563-56-3171（代表） FAX.0563-56-8966

mailto:siminbyouin@city.nishio.lg.jp

